

玉名市令和7年豪雨被災事業所等リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年豪雨による浸水被害から早期の事業再開と地域経済の回復、地域の魅力向上をしようとする本市の区域内（以下「市内」という。）の事業者等に対し、玉名市令和7年豪雨被災事業所等リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するため、玉名市補助金等交付規則（平成17年規則第40号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- (1) 令和7年8月10日からの大雨 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨のうち市内で特に雨量の多い同月10日から同月11日にかけての大雨をいう。
- (2) 事業者等 市内に事業所等を有する法人又は個人事業主をいう。
- (3) 事業所等 事業者等が事業活動若しくは店舗、事務所、工場、倉庫、介護施設、保育所、障害者施設その他これらに類する施設（居宅との併用店舗を含む。）をいう。ただし、専ら居宅として使用する部分は、含まないものとする。
- (4) 復旧リフォーム 令和7年8月10日からの大雨により損壊した店舗の原状回復及び事業再開に必要な機能改善又は事業所等の機能向上に資する改修工事をいう。
- (5) 浸水被害 令和7年8月10日からの大雨により、事業に供する市内の建物等（住家において事業を営んでいる場合で事業に供している部分が居宅部分から独立しているものを含む。）が大雨等による屋内浸水の被害を受けていることをいう。
- (6) 被災証明書等 公的機関が発行する災証明書又は被災証明書をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業所等の所有者又は使用者等とする。

- (1) 令和7年8月10日により、市内の事業所等において浸水被害を受け、被災証明書等の交付を受けており又は被害の状況を証明する書類を有すること。
- (2) 市内の建物等において事業（農業、林業及び漁業を除く。）を行っており、又は復旧リフォーム後に事業を再開する意思を有していること。
- (3) 市税等に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、補助金の趣旨及び目的に照らして交付することが適当でないと市長が認める者
(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費は、補助対象事業に必要かつ適当と認められるものであって、原則として別に定める日までに支払が確認できる経費に限る。

2 補助対象経費は、補助対象者が被災事業所等の復旧リフォームを委託して行う、次に掲げる費用とする。

- (1) 事業所等の復旧リフォーム工事費
- (2) 復旧リフォーム工事に必要な設計費及び工事監理費
- (3) 被災した事業所等の解体工事費（復旧リフォームの一環として必要な場合に限る。）

3 前項の補助対象経費は、令和7年8月10日の災害発生日から起算して同年1月26日までに着工し、令和8年2月27日までに完了した復旧リフォームに係る費用を対象とする。

4 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 新築工事費用及び増築工事費用（原状回復の範囲内での部分的な再築を除く。）
- (2) 土地の取得費及び造成費
- (3) 事務用機器、じゅう器、備品、消耗品等の購入費及び賃借料
- (4) 外構工事のうち、舗装、庭園、フェンス等で事業活動に直接関係のないもの
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令に違反する改裝費
- (6) 消費税及び地方消費税
- (7) 自らの労力による工事に係る費用
- (8) 国、県等の類似補助金の交付を受けている経費
- (9) 保険で充当された額
(申請期間)

第5条 補助金の申請期間は、令和7年8月11日から同年1月26日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、これを延長することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間までに、次に掲げる書類により交付の申請をしなければならない。

- (1) 交付申請書（兼）誓約書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 本内に事業所等を有し、かつ、営業していることが確認できる書類
- (4) 工事に係る見積書及び工事内訳が記載された書類等の写し
- (5) 工事箇所の施工前の写真
- (6) 保険金（共済金を含む。）により補填を受けている場合は、その内容が分かる書類
- (7) 補助金振込先の口座情報が確認できる書類
- (8) 市税に滞納がないことの証明書の写し
- (9) 申請対象の建物で事業を営んでいることが確認できる書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により決定した補助金交付の可否について令和7年豪雨被災事業所等リフォーム補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に対して通知する。

(工事の実施及び変更)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容に基づき、復旧リフォーム工事を実施しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定の内容に変更が生じる場合は、速やかに令和7年豪雨被災事業所等リフォーム補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 令和7年豪雨被災事業所等リフォーム工事完了証明書（様式第6号）
- (3) 支出した経費の事実を証明する領収書及び明細書等の写し
- (4) 工事箇所の施工後の写真
- (5) 工事契約書等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助額の確定及び支払)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、補助対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年豪雨被災事業所等リフォーム補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額とが同額の場合は、当該通知を省くことができる。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額は、当該補助金に係る補助対象経費に対し、補助事業者が保険金（共済金を含む。）その他これに類する補填を受けた場合は、当該補填額を控除した額とする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けたときは、令和7年豪雨被災事業所等リフォーム補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定その他法令の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定を取り消すべき相当の理由があると認めるとき。

(報告及び調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助対象経費	補助率	補助 上限額	内容
内装工事	1 / 4 以内	50万円	床・内壁・天井クロスの張り替え、建具及び畳の交換、扉、ふすま、サッシ等の交換等
外装工事			屋上の塗装、防水等
電気工事			建物に付随する電気設備、給排水設備、換気設備等に係る費用

備考

- 対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない。
- 総額50万円以下の対象経費は、対象外とする。
- 対象経費に期間による料金設定がある場合は、補助対象事業の完了期限までに支払が確認できたものに限る。
- 申請者自身の製品・作業等による対象経費は、対象外とする。
- この表に基づき算出された補助金の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。